

## 群馬県感染症医療通訳者派遣事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、日本語が母国語でない、若しくは日本語によるコミュニケーションに制限がある感染症患者等に対して、医療通訳者を派遣することにより、感染症の予防及び治療等公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 この事業の主体は、県とする。但し、医療通訳者の派遣については、保健所長が決定するものとする。

### (医療通訳者の登録)

第3条 県は、医療通訳者を登録するものとする。

### (本業務)

第4条 医療通訳者の業務内容は、次に定める業務とする。

- 1 保健所長が必要と認める調査及び説明に係る通訳業務。
- 2 結核患者等に対して、定期的に行う服薬支援業務及び副作用等の確認業務。

### (結核に係る服薬支援)

第5条 保健所は、服薬支援に係る医療通訳者を派遣する場合、保健所内検討会において患者のアセスメントを行い、個別支援計画に則って服薬支援を行うものとする。医療通訳者は、保健所が作成する個別支援計画に則り、服薬状況の確認及び副作用の有無等の服薬支援を行うものとする。

### (費用の支弁)

第6条 保健所は、医療通訳者の派遣を実施したとき、速やかに費用を支弁するものとする。なお、費用は別に定める。(別表1)

### (研修会の開催)

第7条 県は、定期的に医療通訳者向けの研修等を開催し、医療通訳者の感染症に関する知識の向上に努めるものとする。

附則 1. 本要領は、令和5年2月1日から施行する。